

株式会社大興

I 企業情報

令和2年4月1日現在

(1) 名称	株式会社大興						
(2) 所在地	青森県八戸市西白山台五丁目13-13						
(3) 代表者氏名	代表取締役社長 岡田 大						
(4) 設立年月日	平成6年11月						
(5) 資本金	4000万円						
(6) 従業員数							
(7) ホームページ	http://www.kkdaikou.com/index.html						
(8) 保有施設(企業) (グループ企業を含む)	施設(企業)名	浄化等処理施設			セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設
		浄化	溶融	不溶化			
	共同企業体六ヶ所ソイルセンター	○	—	—	—	—	—
(9)汚染土壌処理に関する問い合わせ先	部 署:共同企業体 六ヶ所ソイルセンター 担当者名:佐々木 俊介 TEL:0175-72-9801 FAX:0175-72-9802 E-mail: sasaki@rsc.work						

II 浄化等処理施設について

令和2年4月1日現在

1. 処理施設関係

(1) 企業名	株式会社大興														
(2) 施設名称	共同企業体六ヶ所ソイルセンター														
(3) 施設の所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下29番249番他														
(4) 許可番号および許可取得年月日	第00210000002号 令和元年8月19日														
(5) 処理方法	浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))														
(6) 処理能力	276m ³ /d(24時間稼働) 11.5m ³ /h														
(7) 処理前土壌の保管容量	2,000 (t)・m ³														
(8) 受入可能な汚染物質と汚染状態	<p>1 受け入れられる特定有害物質 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物</p> <p>2 受け入れられる特定有害物質による汚染状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受け入れられる特定有害物質による汚染状態</th> <th>溶出量 (mg/L)</th> <th>含有量 (mg/kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>0.15以下</td> <td>400以下</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>0.3以下</td> <td>250以下</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>24以下</td> <td>3000以下</td> </tr> </tbody> </table>			受け入れられる特定有害物質による汚染状態	溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)	鉛及びその化合物	0.15以下	400以下	砒素及びその化合物	0.3以下	250以下	ふっ素及びその化合物	24以下	3000以下
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)													
鉛及びその化合物	0.15以下	400以下													
砒素及びその化合物	0.3以下	250以下													
ふっ素及びその化合物	24以下	3000以下													

2. 処理実績

2-1. 年間処理実績

(単位:t)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
(1)受入量	/	/	14,240	
(2)処理量 (浄化等処理分)			12,000	
(3)処理後土壌の発生量				
①処理後土壌のうち、浄化確認調査を行った浄化等済土壌の販売等			販売(利用)量 用途	0
②処理後土壌のうち、浄化確認調査を行っていない土壌の利用等			利用量 用途	0
③処理後土壌のうち、汚染土壌として処理を再委託した土壌			再委託量 再委託先	0
(4)処理前土壌保管量(年度末時点)				2,240
(5)処理後土壌保管量(年度末時点)			浄化等済土壌	2,240
			処理後土壌	3,000

2-2. 法対象と法対象外の内訳

		平成29年度	平成30年度	平成31年度		
(1)法対象と法対象外の件数	法対象	/	/	0(件)		
	法対象外			7(件)		
(2)法対象と法対象外の受入量	法対象			/	/	0t
	法対象外					14,240t
(3)法対象外土壌において汚染土壌管理票を使用しないケースの有無		1. ある ②. ない(全案件で管理票使用)				
(4)上記で「1. ある」の場合、使用しない理由(事情)						

注) 平成29年度:平成29年4月～平成30年3月

平成30年度:平成30年4月～平成31年3月

平成31年度:平成31年4月～令和2年3月

3. 技術的能力関係

(1) 統括管理責任者	人	1
(2) 運転維持管理担当者	人	2
(3) 大気関係公害防止担当者	人	1
(4) 水質関係公害防止担当者	人	1
(5) ダイオキシン類関係公害防止担当者	人	1

Ⅲ その他全施設共通項目

1. 汚染土壌管理票の保管

管理票の保管期間について	① 法対象外も含め、全て5年間保管している。 ② 法対象は5年、法対象外は <input type="text"/> 年間保管している。 ③ 法対象外案件は保管しない。(返送確認後、処分) ④ その他()
管理票の保管状況について	① 管理票は全て系統立てて保管している。 ② 管理票は法対象のみ系統立てて保管している。 ③ 管理票は全て系統立てて保管していない。 ④ その他()
使用している管理票について	① 土壌環境センターの管理票を使用している。 ② 自社で製作したものを使用している。 ③ その他()
管理票の運用方法や記載方法等に関する要望事項についてご意見をお聞かせください	

2. 定期測定実施状況

(1) 測定頻度について *該当しない場合無記入で可	処理施設からの排出水: <input type="text" value="なし"/> 周縁の地下水: <input type="text" value="なし"/> *排出口からの大気有害物質: <input type="text" value="なし"/>
(2) 測定対象について	① 法対象、法対象外案件を問わず実施している。 ② 法対象のみ定期測定の対象としている。 ③ その他()
(3) 測定項目について	① 全て法に規定される項目で測定している。 ② 法対象のみ法に規定される項目で測定している。 ③ その他()

V その他

1. 都道府県等への処理状況報告

(1) 報告実施状況	① 全案件について報告している ② 法対象案件のみ報告している ③ 求められたときのみ報告している ④ 報告はしていない
(2) 報告頻度	3ヶ月に1回 または ()
(3) 報告の義務	① 報告の義務あり ② 任意の報告

4. 適正処理の推進

土壤汚染対策法や汚染土壌の処理業に関するガイドラインには記載されていないことで、適正処理

--

|